海外旅行保険の概要

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡	海外旅行中の事故によるケガが原因で**180日以内**に死亡した場合	傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。 同一のケガにより、【傷害後遺障害】を支払いしている場合には、既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	1.次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②けんか、自殺、犯罪行為 ③自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ④脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産、流産 ⑥外科的手術 ⑦戦争、革命などの事変（テロ行為を除きます。） ⑧核燃料物質による事故、放射能汚染 ⑨自動車等による競技、競争、試運転 など
傷害後遺障害	海外旅行中の事故によるケガが原因で**180日以内**に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%～100%を支払います。 傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 ●むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合
疾病死亡	海外旅行中に病気により死亡した場合に、疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。		【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.の①、②、⑦、⑧に加え、 ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ●歯科疾病 など
治療・救援費用 妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット（保険期間31日までのご契約）	＜治療費用＞ 海外旅行中の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気が原因で治療を受けた場合 ＜救援費用＞ 被保険者が次のいずれかに該当した場合 ①海外旅行中の事故によるケガ等により180日以内に死亡した場合または３日以上続けて入院した場合 ②海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合 ③海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機・船舶が遭難した場合、山岳登はん中に遭難した場合 ④海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤海外旅行中に誘拐され公的機関に届出された場合 など	１回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。 ＜治療費用＞ 被保険者が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います（ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用）。 ①診療費・入院費関係、入院・通院のための交通費、治療のための通訳雇入費 ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 ③法令に基づく消毒費用 ④入院時の被保険者の通信費、身の回り品購入費（身の回り品購入費は５万円、通信費と合算で20万円限度） ⑤治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額等は控除します。） カイロプラクティック、鍼（はり）、灸（きゅう）の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。 ＜救援費用＞ 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。（【保険金をお支払いする主な場合】の左記⑤は300万円上限） ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復運賃（救援者３名分まで） ③救援者の宿泊施設客室料（救援者３名分かつ１名につき14日分まで） ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額等は控除します。） ⑤遺体処理費用（100万円まで）、遺体輸送費用 ⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通費・通信費等（合計20万円まで）	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.の①、②、⑦、⑧によって生じたケガまたは発病した病気に加え、 ●むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合 ●自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転によって生じたケガ ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気（保険期間が31日までの契約に限り、妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により治療を開始した場合については保険金を支払います。） ●歯科疾病（ただし、緊急歯科治療費用でお支払いできる場合があります。） **旅行出発前に発病した病気の疾病治療費用および救援費用は【疾病に関する応急治療・救援費用】で保険金をお支払いできる場合があります。** など
疾病に関する応急治療・救援費用	＜治療費用＞ 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気(※)が原因で海外旅行中に症状の**急激な悪化**により治療を受けた場合 ＜救援費用＞ 海外旅行開始前に発病し治療を受けたことがある病気(※)が原因で海外旅行中にその症状の**急激な悪化**により３日以上続けて入院した場合 （※）妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気および歯科疾病は含みません。	【治療・救援費用】の【お支払いする保険金】のうち、急激に悪化した病気１回につき、治療を開始した日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者が住居等に帰着するまでに要した費用で、社会通念上妥当な費用相当額を300万円限度に支払います。	【治療・救援費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に加え、 ●治療の開始が海外旅行終了後の場合 ●**治療または症状の緩和が目的の旅行の場合** ●海外旅行開始前に、渡航先の病院の診察の予約等が行われていた場合 ●**海外旅行中も継続して支出することが予定されていた費用**（透析、義手義足等、人工心臓弁、ペースメーカ等の継続使用に関わる費用、インスリン注射その他薬剤の継続使用に関わる費用など） など
入院一時金	治療・救援費用保険金が支払われる場合で、被保険者が２日以上続けて入院（海外旅行中に開始した入院に限ります。）したときに、入院一時金額を支払います。１回のケガ、病気につきお支払いは１回に限ります。		
個人賠償責任	海外旅行中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。 次の損害に対しては、右記の【保険金をお支払いできない主な場合】の記載に関わらず、保険金を支払います。 ●宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害 ●居住施設内の部屋、部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。）に与えた損害 ●賃貸業者より直接借り入れた旅行用品、生活用品に与えた損害	１回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 **賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。**	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】1.の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任 ●所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任(※) ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●暴行・殴打による損害賠償責任 ●自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ●罰金、違約金、懲罰的賠償金 など

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害	海外旅行中に携行品(※)が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 (※)被保険者が所有(旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。)かつ携行する身の回り品をいいますが、**次の物は対象となりません。** ●現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登はん等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラムなど ●被保険者が携行していない物	**携行品１つ(１点・１組または１対)あたり10万円(乗車券・航空券等の場合は合計５万円)を限度として損害額を支払います。**携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 損害額とは再調達価格(同等の物を新たに購入するのに必要な金額)または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費を支払います。 旅券は、旅券または渡航書の取得に要した交通費、発給手数料等を損害額とします(１事故につき合計10万円まで)。 運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害 ●差押え等の公権力の行使 ●携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥 ●すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ●偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故(故障等) ●**置き忘れ、紛失**(※) など (※)日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。 有償で借りた携行品の損害に対しては、お支払いできません。 ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、【個人賠償責任】で保険金をお支払いできる場合があります。
旅行事故緊急費用	海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故(※１)がもとで、被保険者が海外旅行中に負担を余儀なくされた費用(※２)を支払います(※３)。 (※１)**公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により、証明されるものに限ります。** (※２)①交通費、②宿泊施設の客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥渡航先で受ける予定であった旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費をいい、社会通念上妥当な金額とします(払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額を控除します。)。(③、⑦については、一定の条件に該当した場合に限ります。詳細は、重要事項説明書等でご確認ください。) (※３)**(※２)の①～⑥の合計で旅行事故緊急費用保険金額が海外旅行中の限度となります(③食事代は旅行事故緊急費用保険金額の10%が海外旅行中の限度となります。)。⑦身の回り品購入費は、①～⑥とは別に、旅行事故緊急費用保険金額の2倍または10万円のいずれか低い額が海外旅行中の限度となります。**		【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の②、③、⑦～⑨により生じた費用に加え、以下によって生じた費用 ●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ●地震・噴火、これらによる津波 ●妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気 ●歯科疾病 など
緊急歯科治療費用	海外旅行中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化により、海外旅行中に緊急歯科治療(※)を開始された場合 (※)歯科医師が必要であると認め、歯科医師が行う痛みや苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための応急治療または飲食時の苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための義歯もしくは歯科矯正装置の応急修理をいいます。	海外旅行中に要した費用で社会通念上妥当な金額を10万円限度に支払います。 ①診療費関係 ②保険金請求のために必要な歯科医師の診断書の費用	【治療・救援費用】の【保険金をお支払いできない主な場合】に該当する場合に加え、以下によって生じた費用 ●義歯または歯科矯正装置の欠陥、自然の消耗、性質によるさび・かび・変色等、すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷 ●ブラッシング、審美歯科治療、その他の口腔衛生行為、緊急歯科治療を伴わない検査、義歯の提供、定期的な歯科治療、予防治療 など
個人賠償責任(長期契約用)	保険期間中に被保険者ご本人が次の偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 ●旅行のための宿泊施設、居住施設の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●日常生活に起因する偶然な事故 責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。 次の損害に対しては、右記の【保険金をお支払いできない主な場合】の記載に関わらず、保険金を支払います。 ●宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)に与えた損害 ●居住施設内の部屋、部屋内の動産に与えた損害(建物・マンションの戸室全体を賃借している場合は、火災、爆発、破裂および漏水、放水、溢水(いっすい)による水濡れによる損害に限ります。) ●宿泊施設のうち客室以外および居住施設のうち部屋以外に与えた損害。ただし、火災、爆発、破裂および漏水、放水、溢水(いっすい)による水濡れによる損害に限ります。 ●賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用動産に与えた損害	１回の事故につき、個人賠償責任(長期契約用)保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の⑦、⑧により生じた損害に加え、 ●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ●職務遂行に起因する損害賠償責任 ●親族に対する損害賠償責任 ●所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任(※) ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●暴行・殴打による損害賠償責任 ●自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ●罰金、違約金、懲罰的賠償金 など

用語のご説明

◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
◆「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中(海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで)をいいます。
◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
◆「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
◆「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

海外旅行保険の概要

<table>
<tr><th>補償項目</th><th>保険金をお支払いする主な場合</th><th>お支払いする保険金</th><th>保険金をお支払いできない主な場合</th></tr>
<tr><td rowspan="2">生活用動産
（長期契約用）</td><td>保険期間中に海外現地の居住施設・宿泊施設内にある被保険者所有の家財・身の回り品(※)および携行している被保険者所有の身の回り品(※)が火災・盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合
（※）旅行行程開始前に被保険者が、その旅行のために他人から無償で借りた物を含みます。
次の物は対象となりません。
現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登はん等危険な運動等を行うための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、飲食料品、燃料品、輸送中の物、クリーニング等のため業者に委託した物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等、データ・ソフトウェア・プログラム等の無体物
など</td><td>家財・身の回り品１つ（１点・１組または１対）あたり20万円（乗車券・航空券等の場合は合計５万円）を限度として損害額を支払います。ただし、生活用動産（長期契約用）保険金額をもって同一年度内に生じた事故による損害に対する支払いの限度とします。
損害額とは時価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗（減価）分を控除して算出した金額）または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には時価額を限度として修繕費を支払います。
旅券は、取得または渡航書の取得に要した被保険者の交通費、発給手数料等を損害額とします。（１事故につき合計５万円まで）
運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。</td><td>【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下により生じた損害
●差押え、没収、破壊等の公権力の行使
●保険の対象の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥、楽器の音色または音質の変化
●保険の対象に対する修理、調整、清掃
●すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷
●偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故（故障等）
●置き忘れ、紛失
●詐欺、横領
●火災、爆発などを伴わないガラス器具、陶磁器、美術・骨とう品の破損事故、保険の対象である液体の流出
など</td></tr>
<tr><td colspan="3">「海外駐在員プラン」の場合、【賠償責任・生活用動産の家族補償特約（長期契約用）】がセットされ保険証券に記載された者（被保険者本人）の他、日本国外に居住する次に掲げる者が所有する身の回り品の損害についてもお支払いの対象となります。
①本人の配偶者
②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子</td></tr>
<tr><td rowspan="2">家族総合
賠償責任</td><td>保険期間中に被保険者本人、家族(※)が次の偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合
●あらかじめ指定した地域における、被保険者の居住のための住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
●日常生活に起因する偶然な事故
自動車または車両の所有、使用、管理に起因する損害については、右記表の自己負担額を超えた場合に限ります（自動車賠償責任危険補償対象外特約セットの場合は支払対象外）。
（※）保険証券に記載された者（被保険者ご本人）の他、日本国外に居住する次に掲げる者を含みます。
①本人の配偶者
②本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
③本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子</td><td>１回の事故につき、家族総合賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います（住宅内で一時的に預かった物に与えた損害については10万円限度）。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。
自動車事故については、次表の金額または現地の自動車保険で支払われる金額のいずれか高い額を超えた部分の損害賠償金がお支払いの対象となります。
<table><tr><th>事故発生地(＊1)</th><th>自己負担額</th></tr><tr><td>米国・カナダ</td><td>ＵＳ＄250,000</td></tr><tr><td>ヨーロッパ諸国(＊2)、オセアニア諸国</td><td>ＵＳ＄100,000</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>ＵＳ＄30,000</td></tr></table>（＊１）いずれも属領、信託統治領を含みます。
（＊２）ロシア・東欧は上表の「上記以外」の区分となります。
賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。</td><td rowspan="2">【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の⑦、⑧により生じた損害に加え、
●保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害
●職務遂行に起因する損害賠償責任
●同居する親族に対する損害賠償責任
●所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任
●心神喪失に起因する損害賠償責任
●暴行・殴打による損害賠償責任
●船舶の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
●自動車または車両による競技、競争、試運転
●罰金、違約金、懲罰的賠償金
など</td></tr>
<tr><td colspan="2">次の損害に対しては上記の【保険金をお支払いできない主な場合】の記載に関わらず、保険金を支払います。
●宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害
●火災、爆発、破裂および漏水、放水または溢水（いっすい）による水濡れにより被保険者の居住のための住宅に与えた損害
●賃貸業者より保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品、生活用動産に与えた損害
●住宅内で一時的に預かった物に与えた損害</td></tr>
<tr><td>被害者治療費用</td><td>保険期間中に次の事故による他人の身体の障害について、被保険者がその治療費用を負担した場合
●あらかじめ指定した地域における、被保険者の居住のための住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
●日常生活に起因する偶然な事故</td><td>被害者１名につき、被害者治療費用保険金額を限度として、事故の発生の日から１年以内に要した治療費用を支払います。</td><td>●職務遂行に起因する他人の身体の障害
●同居する親族の身体の障害
●心神喪失に起因する他人の身体の障害
●暴行・殴打に起因する他人の身体の障害
●自動車等の車両に起因する他人の身体の障害
など</td></tr>
</table>

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
旅行中断費用	出国してから次のいずれかに該当したことにより、被保険者が旅行を中断し、直接帰国した場合 ①被保険者、同行予約者（以下「被保険者等」といいます。）、被保険者等の配偶者、親族が死亡または危篤となった場合 ②被保険者等、被保険者等の配偶者、親族がケガや病気(※)で入院した場合 ③被保険者等が搭乗中の航空機・船舶が遭難した場合や山岳登はん中に遭難した場合 ④事故により被保険者等の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合 ⑤被保険者等の居住する建物、家財が火災、台風、雪崩等により100万円以上の損害を受けた場合 ⑥被保険者等が裁判所へ出頭する場合 ⑦被保険者等の渡航先または訪れる予定の渡航先において、地震・噴火、これらによる津波、戦争、革命などの事変、暴動やテロ行為等の事由が発生した場合 ⑧被保険者等に官公署の命令等が発せられた場合 ⑨被保険者等に避難指示等が公的機関から出された場合 （※）妊娠、出産、早産、流産、歯科疾病を除きます。	被保険者が旅行中断したことにより、保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した次の費用を、旅行中断費用保険金額を限度に支払います（旅行が企画旅行の場合は下記１.または３.のいずれか高い額を、それ以外の旅行の場合は下記２.または３.のいずれか高い額を支払います。）。 １.次の算式により算出した額 旅行中断費用保険金額または旅行代金のいずれか小さい金額 × 帰国日以後の日数／旅行日程の日数 旅行代金について払戻しが受けられる場合は、旅行代金より払戻しの額を控除した額を旅行代金とします。 ２.次の費用 ①取消料・違約料などの名目で旅行業者等に支払った費用 ②渡航手続費として支払った費用（旅行中断した後に使用できるものに対する費用を除きます。） 今後支払うべき費用を含み、払戻しを受ける額を除きます。 ３.次に該当する場合の帰国に要する①、②の費用 ●航空券等の購入の予約がされているか既に購入されている場合 ●旅行が企画旅行で、旅行代金の中に帰国のため利用する交通機関の航空券等の費用が含まれている場合 ①航空運賃等交通費 ②宿泊施設客室料（14日分限度）、通信費、渡航手続費（合計20万円まで） 旅行中断したことにより払戻しを受けた運賃、治療・救援費用保険金により支払われる額を控除します。 ◎この特約の保険責任は、出国した時に開始します。	次の①～④により生じた費用 ①次のような原因により左記【保険金をお支払いする主な場合】の①～⑤に該当した場合 ●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ●けんか、自殺、犯罪行為 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転 ●日本国内における地震・噴火、これらによる津波 ●戦争、革命などの事変（テロ行為を除きます。） ●核燃料物質による事故、放射能汚染 ②むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のないものによって左記【保険金をお支払いする主な場合】の②が生じた場合 ③保険料領収前または出国日前日以前に、左記【保険金をお支払いする主な場合】の①～⑨に該当していた場合（ただし、保険料領収日と出国日のうちいずれか遅い日以降に該当した事由が、保険料領収前または出国日前日以前に該当していた事由と異なる場合（出国日前日以前に入院を開始し、出国後に危篤になった場合等）は、保険金をお支払いします。） ④危険なスポーツまたは自動車等による競技、競争、試運転によって左記【保険金をお支払いする主な場合】の①、②が生じた場合 など
緊急一時帰国費用	海外旅行中に次のいずれかに該当したことにより緊急に一時帰国した場合 ①被保険者の配偶者または被保険者の２親等内の親族の死亡 ②被保険者の配偶者または被保険者の２親等内の親族の危篤 ③被保険者の配偶者または被保険者の２親等内の親族の搭乗する航空機または船舶の行方不明・遭難 ①～③のいずれかに該当した日からその日を含めて10日以内に一時帰国し、かつ、帰国後30日以内に再び海外の滞在地へ戻ることがお支払いの要件となります。	保険契約者または被保険者が支出した費用のうち社会通念上妥当な次の費用を支払います。ただし、１回の帰国につき緊急一時帰国費用保険金額を限度として支払います。 ①被保険者の一時帰国に要する往復の航空運賃等の交通費 ②一時帰国の行程および一時帰国した地における被保険者の宿泊施設等客室料　（14日分まで③と合計で20万円まで） ③通信費、渡航手続費および一時帰国した地において支出した交通費（②と合計で20万円まで） 同一の配偶者・親族について同一の事由により複数回一時帰国した場合は、２回目以降の帰国に要した費用はお支払いしません。ただし、同一の配偶者・親族の危篤により２回目の帰国をした場合で、その一時帰国後30日以内に死亡した場合は、その一時帰国についても保険金を支払います。	●保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ●海外渡航開始前または保険期間開始前のいずれか遅い時より前に発病した病気 ●左記【保険金をお支払いする主な場合】①、②の原因または③の事由が発生した時以前に購入またはその予約がなされた航空券等を利用して一時帰国した場合 など この保険金の支払対象となる費用について保険契約者または被保険者が勤務先の慶弔規定等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額を支払います。
留学継続費用	あらかじめ指定した被保険者（留学生）の扶養者が次のいずれかに該当する状態になり、被保険者が扶養者に扶養されなくなった場合 ①保険期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②保険期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に重度後遺障害を被った場合 など	扶養者が左記【保険金をお支払いする主な場合】①、②の状態となった時から予定留学終了時までの年数に、留学継続費用保険金額を乗じた額を一時に支払います。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の②、④～⑧に加え ①扶養者の死亡・重度後遺障害が次のような原因により生じた場合 ●保険契約者、被保険者や扶養者の故意または重大な過失 ●扶養者による自動車等の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転 ②被保険者が学校に在籍する学生・生徒でない場合 ③扶養者が被保険者を扶養していない場合 など

用語のご説明

◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
◆「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。
◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
◆「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
◆「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

海外旅行保険の概要

ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」「個人情報の取扱説明書」も併せて必ずご覧ください。

●ご契約タイプによっては、セットされていない補償項目もありますのでご注意ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
代替要員派遣費用	次のいずれかに該当したことにより被保険者の使用者が代替要員を派遣した場合 ①被保険者が海外旅行中の事故によるケガまたは自殺行為が原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ②被保険者が海外旅行中に病気または妊娠・出産・早産・流産を原因として海外旅行中に死亡した場合 ③被保険者が海外旅行中に発病した病気が原因で海外旅行終了後その日を含めて30日以内に死亡した場合 ④被保険者が海外旅行中の事故によるケガまたは海外旅行中に発病した病気が原因で継続して３日以上入院（妊娠、出産、早産、流産、これらによる病気および歯科疾病は含みません。）した場合	代替要員を派遣したことにより被保険者の使用者が支出した次の費用を使用者に支払います。ただし、代替要員派遣費用保険金額をもって同一年度内に生じたケガ、発病した病気に対する支払いの限度とします。また、お支払いする費用は【保険金をお支払いする主な場合】の①～④に該当した日からその日を含めて180日以内に使用者が負担した費用に限ります。 ①代替要員１名分の勤務地までの航空運賃等の往復運賃 ②代替要員１名分の勤務地および勤務地までの行程における宿泊施設客室料（【保険金をお支払いする主な場合】の①～③に該当した場合は30日分まで、④に該当した場合は被保険者の入院日数の２倍の日数分または30日分のいずれか短い日数分を限度とします。）	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の②(※)、③、⑦、⑧に加え、 ●保険契約者、被保険者や使用者の故意または重大な過失 （※）自殺行為により、その行為の日からその日を含め180日以内に死亡した場合は保険金を支払います。 など
航空機寄託手荷物遅延	旅行行程中に航空機搭乗時に運搬を寄託した手荷物が、航空機の到着後６時間以内にその目的地に運搬されなかった場合	被保険者が支出した次の費用を１回の事故につき10万円を限度に支払います。 ①衣類（寄託手荷物に含まれていた下着など必要不可欠な衣類）購入費 ②生活必需品（寄託手荷物に含まれていた洗面用具など）購入費 ③上記①、②以外にやむを得ず必要となった身の回り品購入費 海外旅行中で、かつ、被保険者が目的地に到着してから96時間以内に目的地にて負担した費用に限ります。また、その寄託手荷物が被保険者のもとに到着した後に負担した費用を除きます。	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の⑦、⑧により生じた損害に加え ●保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ●地震・噴火、これらによる津波 など
航空機遅延費用	海外旅行中に次のいずれかに該当した場合 ①搭乗予定の航空機の６時間以上の出発遅延、欠航、運休または搭乗した航空機の着陸地変更により、６時間以内に代替機を利用できない場合 ②搭乗した航空機の遅延（搭乗予定航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。）または着陸地変更により乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から６時間以内に代替機を利用できない場合	被保険者が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用を支払います。ただし、１回につき、２万円を支払いの限度とします。 ①出発地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間の宿泊施設等客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費（払戻しを受けた額等を控除します。） ②目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等	【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の⑦、⑧により生じた損害に加え ●保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ●地震・噴火、これらによる津波 など

●保険期間が3か月以上の場合は、「一時帰国中補償特約」がセットされます。（数次旅行者に関する特約がセットされている場合を除きます。）

一時帰国中補償	保険期間の途中で、被保険者が一時的に日本に帰国する場合に、被保険者が外国為替及び外国貿易法に規定する居住者である場合は、帰国した日の翌日から起算して30日間、非居住者である場合は90日間を旅行行程中とみなしてご契約いただいたプランに基づく保険金（傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金、個人賠償責任保険金に限ります。）を支払いします。

用語のご説明

◆「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。
◆「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。
◆「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
◆「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
◆「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず【重要事項説明書】もよくお読みください。また、詳しくは『海外旅行保険』のしおり（海外旅行保険普通保険約款・特約）をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務をおこなっております。したがいまして弊社代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

引受保険会社

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

〒102-0082 東京都千代田区一番町20-5 http://www.jihoken.co.jp
（2016年1月4日から）〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX 16階

代理店通信欄 プランにより申込書が異なります。短期留学プランはセットタイプ（31日以内）専用申込書を、その他のプランは留学・長期旅行・駐在員申込書をご使用ください。

取扱代理店

この保険に関するお問い合わせは右記取扱代理店または下記へ

0120-877030 一部お繋ぎできないIP電話等があります
【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

5944763（J15A100） 20M（栄） 201508（ver.3.03）